

## 7. 共済契約者間継続異動職員の取り扱いについて

被共済職員であった者が退職し、その被共済職員が退職した日から1日の空白もなく、他の共済契約者(本会へ加入をしている法人)へ採用された場合には、継続異動の手続きが行えます。